

日豪EPAに関するQ & A (全般 & 畜産物関係)

(平成26年6月27日時点)

1. 合意内容について

Q 1 : 大筋合意の内容により、国内農畜産業はどのような影響を受けますか。

A 1 : 大筋合意の内容は、豪州側より一定の柔軟性を得ることができた結果、国内農畜産業の存立及び健全な発展を図っていけるようなものであると考えています。

Q 2 : 発効の時期はいつですか。

A 2 : 現在合意内容に基づく協定案文の法的精査を行っており、その後、両国政府が協定案文に署名し、両国の国内手続（日本では国会の承認等）を経て、発効することとなりますが、時期については未定です。

Q 3 : 「将来の見直し」とは、どのような意味ですか。

A 3 : 日豪EPAでは、一部の品目について、一定期間経過後（5年目）等に、両国で関税等の取扱いについて見直しを行うこととしています。

Q 4 : 国民にとって食料の安定供給の面からメリットはあるのですか。

A 4 : 重要な食料について、国内の生産が不足した場合にも輸出規制を新設、維持しないように努める旨の規定を設けており、我が国にとって、食料の安定供給を図っていく観点からも意義のあるものだと考えています。

2. 牛肉のセーフガードについて

Q 5 : 協定上の牛肉のセーフガードの仕組みはどのようなものですか。

A 5 : お尋ねの「特別セーフガード措置」は、前年度からの輸入数量の増加率等とは関係なく、冷蔵・冷凍それぞれの輸入数量が、年度ごとにあらかじめ定められた発動基準数量を超えた場合に発動されるものです。

Q 6 : 「特別のセーフガード措置」が発動される数量を教えてください。

A 6 : セーフガードの発動基準数量は、近年の豪州産牛肉の輸入数量程度に設定しています。

※ 発動基準数量についてはこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_shokuniku/140417.html

Q 7 : 「特別セーフガード措置」の発動基準数量は、10年目以降はどうなるのですか。

A 7 : 両国間で見直しの協議を行うこととなりますが、その協議が合意に至るまでは、最終年度の発動基準数量がそのまま適用されることとなります。

3. 影響について

Q 8 : 日豪 E P A の影響額試算を示して下さい。

A 8 : 景気動向や為替動向など様々な要因が影響を及ぼすため、影響額を示すことはできませんが、国内農畜産業の存立及び健全な発展を図っていけるようなものであると考えています。

Q 9 : 豪州産牛肉が安価で輸入された場合に、国産牛肉に影響はありますか。

A 9 : まず、豪州産牛肉と米国产牛肉との間で競合があり、国産牛肉への影響は限定的であると考えています。また、長期間かけての関税削減、セーフガードの確保等により、影響は緩和されると考えています。

Q 10 : ナチュラルチーズについては、国内でも生産が盛んになりつつありますが、日豪 E P A の影響はありますか。

A 10 : プロセスチーズ原料用とシュレッドチーズ原料用のナチュラルチーズについて無税の関税割当を設定したところですが、長期間（10年～20年）かけて、一定量の国産品を使用することを条件に、今後見込まれる需要増の範囲内で枠の拡大を行うこととしているため、影響はないと考えています。

Q 11 : 牛肉・ナチュラルチーズ以外の畜産物に影響はありますか。

A 11 : これらの品目については、国内生産がなく、又は豪州からの輸入数量がごく少量であること等から、影響は小さいと考えています。

Q12：豪州からの牛肉等の関税収入はどの程度減少する
と考えていますか。

A12：為替レートや現地の牛肉価格の動向、豪州産と競合
する他の外国産牛肉の輸入状況等により変動するも
のであり、正確に予測することは困難です。

Q13：為替レート等による変動がないものとして試算した
場合、豪州からの牛肉等の関税収入はどの程度減少
すると考えていますか。

A13：関税率だけが変化するとの仮定の下、機械的な試算
を行えば、最終年度で200億円程度の減収と試算さ
れます。

Q14：牛肉等関税財源が減少した場合、畜産関連の対策の
ための予算はどのようなのですか。

A14：畜産関連の対策のための予算については、これまで
も牛肉等関税財源のほか、一般の財源も活用してき
たところであり、今後とも必要な予算を確保してい
く考えです。

4. 国内対策について

Q15：なぜ大筋合意に伴い、国内対策を打ち出さないのですか。

A15：大筋合意の内容は、豪州側より一定の柔軟性を得ることができた結果、国内農畜産業の存立及び健全な発展を図っていけるようなものであると考えています。今後とも、価格の低下や生産コストの上昇など、収益性が悪化した場合にその損失の一部を補填する現行のセーフティネット対策によりしっかりと対応していきます。また、日豪EPAの影響に留意しながら、必要に応じて新たな対応を検討していきます。

Q16：今後に不安を感じる生産者の離農が進んでおり、国内対策が必要なのではないですか。

A16：肉用牛経営や酪農の生産基盤の弱体化が懸念されており、経済連携のいかんにかかわらず、各般の対策を着実に進めることで、これら生産基盤の維持・強化に努めていきます。

※ 肉用牛関係の事業についてはこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/1_zigyo/pdf/h26_nikugyu.pdf

※ 酪農関係の事業についてはこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/1_zigyo/pdf/h26_rakunou.pdf

以上